

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)	
地域名 (地域内農業集落名)	平戸中部① (春日・高越)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月10日(第1回)	
	令和6年10月24日(第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、中山間地域等直接交付金事業の取り組み組織により、営農が継続されている地域である。高越地区では、専業ではないが、後継者が一定数おり、地域の若手畜産農家が受け皿となれることから、将来において現状の農地を維持できる見通しである。

また、春日地区においては、棚田が世界遺産に認定され、農業者、農業者以外の地域住民が一体となり保全・維持管理が行われている。しかし、農業者の高齢化、担い手不足は否めず、中山間地での農業は負担も大きいため、現状維持が精一杯の状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状と同様に、世界遺産に認定された棚田を中心に、地域住民と中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織が一体となり農地の保全・維持管理を行う。また、水稻(主食米・WCS)及び牧草を中心に作付けを行っており、今後も畜産農家との連携により耕作を継続していく。鳥獣被害対策については、これまでも積極的に防護柵を導入してきたが、引き続き取り組みを継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	34.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、地域の担い手への農地集積を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
本地域では、農地中間管理機構の活用が僅かであるため、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織を中心に、農地中間管理機構を活用した集積を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
高越地区では、基盤整備地があり、水稻や飼料作物の作付により維持し、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織により、農道・水路等の維持管理に取り組む。春日地区では世界遺産に登録されているため、農地の整備は困難である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体の受け入れを促進する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の委託について、現在は各個人にてヘリ・ドローンによる農薬・除草剤散布を行っており、今後も増えていくものと思われるため、地域での活用方法について検討する必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①イノシシなどによる鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵の設置・維持管理を行う。
③ドローン等を活用し、農薬・除草剤散布を行い、農作業の省力化を行う。
⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。